

資料 1

振動の測定値

地点名		No.1		No.2		No.3		No.4	
測定日		2019/12/4							
時間区分 ※1		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
測定時刻		14:00～ 14:10	23:00～ 23:10	14:30～ 14:40	23:30～ 23:40	15:00～ 15:10	23:20～ 23:30	15:30～ 15:40	23:50～ 24:00
振動レベル(dB) ※2	L10	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30
法基準(dB)		65	60	65	60	65	60	65	60

※1 時間区分は、「特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件(平成24年3月30日 徳島県告示第224号)」徳島県告示第224号)における以下の時間区分とする。

時間区分:昼間(7時～19時) 夜間(19時～7時)

※2 dB : 振動レベルの表示単位 L10 : 測定値の80パーセントレンジの上端値 <30 : 30dB未満

※ 当施設は振動規制法に基づく指定地域ではないが発電施設等の工場が隣接しているため、第二種区域の規制基準を表記。

騒音の測定値

地点名		No.1				No.2				No.3				No.4			
測定日		2019/12/5	2019/12/4			2019/12/5	2019/12/4			2019/12/5	2019/12/4			2019/12/5	2019/12/4		
時間区分 ※1		朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間
測定時刻		6:00～ 6:10	14:00～ 14:10	19:00～ 19:10	23:00～ 23:10	6:00～ 6:10	14:30～ 14:40	19:10～ 19:20	23:30～ 23:40	6:00～ 6:10	15:00～ 15:10	19:40～ 19:50	23:20～ 23:30	6:00～ 6:10	15:30～ 15:40	19:50～ 20:00	23:50～ 24:00
騒音レベル(dB) ※2	L5	53	55	51	49	46	47	46	45	48	50	49	49	47	48	47	47
法基準(dB)		65	70	65	60	65	70	65	60	65	70	65	60	65	70	65	60

※1 時間区分は、「騒音規制法に基づく特定工場において発生する騒音について時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件(平成24年3月30日 徳島県告示第219号)」における以下の時間区分とする。

時間区分:昼間(5時～7時) 昼間(7時～19時) 夕(19時～22時) 夜間(22時～5時)

※2 dB : 騒音レベルの表示単位 L5 : 測定値の90パーセントレンジの上端値

※ 当施設は騒音規制法に基づく指定地域ではないが第四種区域に隣接しているため、第四種区域の規制基準を表記。